

◎新潟県告示第150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年3月6日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

監事 阿賀野市百津町1番14号 小野 秀雄

退任年月日 令和8年2月14日